

八潮市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定期的な研修を開催することにより、指定給水装置工事事業者に安全・安心な給水の確保の実現について速やかな情報提供を行うとともに、併せて給水装置工事主任技術者の選任及び解任の届出状況等の確認を行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象者は、現に市長の指定を受けている全ての指定給水装置工事事業者とする。

(研修時期)

第3条 研修は、おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4条 市長は、研修を実施するときは、あらかじめその旨を指定給水装置工事事業者に通知するものとする。

(研修申込の手続)

第5条 指定給水装置工事事業者は、研修を受講しようとするときは、八潮市指定給水装置工事事業者研修受講申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、直近に受講した研修の日以後に給水装置工事主任技術者の選任又は解任をした場合は、そのことについて確認できる書類を前項の申請書に添付するものとする。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4第2項の規定による届出をした指定給水装置工事事業者については、この限りでない。

(研修費用)

第6条 市長は、必要に応じて、指定給水装置工事事業者から研修受講料として、その費用を徴収するものとする。

(研修修了証の交付)

第7条 市長は、研修受講者が研修を修了したときは、修了証書(様式第2号)を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加できない指定給水装置工事事業者は、八潮市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(研修テキスト)

第9条 研修は、社団法人日本水道協会が作成した指定給水装置工事事業者研修テキスト、その他市長が適当であると認める資料を使用して実施するものとする。

(共同研修)

第10条 研修は、他の水道事業者と共同して実施することができる。

2 第2条から第9条までの規定は、前項の規定により実施する研修（以下「共同研修」という。）において準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるのは「共同研修の実施者」と、第5条中「八潮市指定給水装置工事事業者研修受講申請書（様式第1号）」とあるのは「共同研修の実施者が定める指定給水装置工事事業者研修受講申請書」と、第6条中「市長」とあるのは「共同研修の実施者」と、第7条中「市長」とあるのは「共同研修の実施者」と、「修了証書（様式第2号）」とあるのは「共同研修の実施者が定める修了証書」と、第8条中「八潮市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書（様式第3号）」あるのは「共同研修の実施者が定める指定給水装置工事事業者研修不参加理由書」と、第9条中「市長」とあるのは「共同研修の実施者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

八潮市指定給水装置工事事業者研修受講申請書

年 月 日

（宛先）八潮市長

指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号	
フリガナ		
氏名又は名称		
住所又は所在地		
代表者の氏名		
電話番号		
F A X 番 号		
Eメールアドレス		
研 修 受 講 者		
氏 名	住 所	給水装置工事主任技術者である者は、免状の交付番号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号

※ 前回受講した研修の日以後に給水装置工事主任技術者の選任又は解任をした方は、確認できる書類を添付してください。（届出された方は不要です。）

様式第2号（第7条関係）

第 号

修 了 証 書

指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

受 講 者 名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号 第 号

あなたは 年度指定給水装置工事事業者の研修を修了
したことを証します。

年 月 日

八潮市長

様式第3号（第8条関係）

八潮市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書

年 月 日

（宛先）八潮市長

年度指定給水装置工事事業者の研修につきましては、次の理由により欠席します。

指 定 番 号	第 号
フリガナ	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
代表者の氏名	
電話番号	
F A X 番号	
研 修 不 参 加 の 理 由	